

ワースト・アセス・コンテスト 評価書(案)

事業名	設楽ダム建設事業	事業者	国土交通省中部地方整備局
-----	----------	-----	--------------

1. 実施されたアセス手続は事業による環境影響の回避や軽減に役立つか？(No) NOの場合、なぜ役に立たないか？どのようにアウズメントだったか？より具体的な記入が可能であればお願いします。

項目	事業者による影響予測と評価	事業者の評価に対する応募者の評価
<p>ネコギギ</p> <p>国の天然記念物ネコギギの生息地保全</p>	<p>ネコギギ</p> <p>ダム湖貯水域と上流では、水没により生息できなくなるので、水没個体群を移植する。ダムより下流の豊川本川には、「ある程度の水深があり、流れが緩やかで、隠れ家となる川床の空隙があるところ」という生息条件を満たした環境が十分に存在するので、貯水池より上流のネコギギ個体群は移植により保全できると考えている。</p>	<p>ネコギギ</p> <p>移植によって保全できるという保証は全くなく、移植実験も失敗している。生息条件が満たされている場所には、ネコギギが住んでいるし、住んでいない場所は住めない何らかの理由があると考えるのが正しい。ネコギギが住める環境が豊富に存在しているならば、絶滅危惧種にはなっていないはずである。水没個体群のほか、ダム予定地下流に生息している個体群も砂礫の減少と流量の変化で影響を受けるが、こちらの個体群については全く考慮されていない。</p>
<p>ダム下流河川環境</p> <p>ダム下流の河川の淡水魚類の繁殖・生息等、生態系への影響</p>	<p>ダム下流河川環境</p> <p>ダム下流では、砂礫が減少するので、オイカワ、ウグイ、カマツカなどの一部の産卵場が減少するが、水裏部など局所的に堆積している砂礫等を利用するので生息状況の変化は小さいと考えられる。</p>	<p>ダム下流河川環境</p> <p>ダム堆砂によって下流への砂礫供給が停止するので、川床の状況は変化し、時間の経過につれてその影響は無視できない大きなものとなるが、それらについての具体的な定量的な検討は全くなされていない。付着藻類、水生昆虫を含めて、砂礫が及ぼす河川生態系への影響は大変大きいことを無視している。</p>
<p>クマタカ</p> <p>二つがいのコアエリアの一部が水没影響を受けるクマタカの保全</p>	<p>クマタカ</p> <p>生息にとって重要な環境は広く残されることから、長期的には繁殖は維持されると予測される。クマタカのご飯となる生物の生息状況の変化は小さいと考えている。</p>	<p>クマタカ</p> <p>クマタカの捕食する動物についての定量的な調査は行われておらず、繁殖が長期的に維持されるとの予測の根拠は示されていない。</p>
<p>三河湾</p> <p>夏に貧酸素水塊が発達</p>	<p>三河湾</p> <p>三河湾(豊川下流部も含めて)は、環境影響調査範囲に含</p>	<p>三河湾</p> <p>閉鎖性の内湾である三河湾に流入する主要な河川の事業が海域にどのよう</p>

し、苦潮(青潮)発生回数が日本一多く、汚濁にあえいでいる三河湾(渥美湾)への影響回避	めない。調査範囲はダム下流の布里地点までの集水域とする。布里より下流では、横断構造物、大きな支川流入、取排水等の外部要因が支配となっているから、設楽ダムが及ぼす影響は小さいと考えている。	に影響を及ぼすのか慎重に調査が行われなければならない。「流水の正常な機能の維持」目的で6000万 m3 も貯水するのだから、三河湾に流入する河川水量の変化は大きく、影響が小さいとの判断は間違っている。
--	---	--

2. 影響評価に必要な情報は公開されていたか?(No) Noの場合、

(どのような情報が隠されていたか?) ダムサイト及び周辺の地質情報	アセスメントの手続きが始まる前の地質調査で、ダムサイト予定地には複数の断層破砕帯が通っており、岩盤がゆるんで大規模な地すべり、崩壊が起きる恐れのある地盤が広がっていることが判明していたにもかかわらず、明らかにされなかった。
--------------------------------------	---

3. 環境影響を評価した項目は適切か? 調査は十分だったか? 科学的だったか?(No) Noの場合、

(どのような評価項目が欠けていたか?) 地形・地質の評価をはずした 豊川下流、三河湾への影響をはずした	
---	--

4. 方法書や準備書に対して提出された意見は合理的に反映されたか?(No) Noの場合、

(何がどう反映されていなかったか?) 三河湾への影響を心配して多数の意見が出されたが、考慮されることはなかった	事業に差し支えのあるような意見については、全く反映されない。意見に対する事業者の回答は全く誠意のないもので、住民意見をアセスメントに反映させようという意思が全く感じられない。
--	---

5. 地方公共団体は、住民意見や地域環境を適切に考慮して意見を述べたか?(No) Noの場合、

(どのような問題があったか?) 愛知県の審査会の審議 愛知県の公聴会運営	審査会では、事業目的が妥当であるか否か等についての議論は審議の目的ではないとして、狭い意味の環境影響についての枠内に押さえ込むことが官僚サイドから行われた。 公聴会については、単なる通過儀礼として開いたのみで、そこで出された意見が審査会に反映されることは全くなかった。
--	---

6. 環境省は自然環境の保護を任務とする省として果たすべき役割を果たしたか?(No) Noの場合、

(どのような問題があったか?) 移植による保全措置についての問題の指摘がなされなかった、閉鎖性内湾に流入する河川事業について何らの指摘がされなかった	保全措置として移植という方法が適当でないことは明らかであるのに、指摘をしない。 この地域の特性として、もっとも重視しなければならない、三河湾の汚濁への影響について、何らの指摘もしない。
---	---

7. 環境影響評価の実施時期は適切だったか？(No) Noの場合、

(影響を回避軽減するためには評価はい	ダム事業についての法律に基づく第一号のアセスメントであったが、本事業のような事業者自らが行き、第三者のチェック
つ行われるべきだったか？)	を受けないアセスメントでは、影響回避の実効性がなく、時期に関わらず意味がないと思われる。

8. 環境影響評価のための調査にかかった費用は？()円 不明の場合は空白可

9. アセス手続が客観性を疑われる根拠となる事実はあるか(調査を行った業者が事業者から天下りを受け入れている、関連事業者である等)(No)

事業者が行うこと自体が客観性を失わせている。「専門家の助言を受けて対策をとっている」というが、「ダム一家」に雇われた専門家の助言で環境影響の回避・低減が図れると考えることはできない。

10. 皆様から寄せられて加えたワースト評価項目です。その他にもあればご自由にご記入ください。

(・事業決定前に、目的の正当性、妥当性、効果の議論に十分な説明、参加、意見反映があり、環境影響が比較評価されたか。(No) Noの場合、)

設楽ダム事業は、9800万m³の総貯留容量、7300万m³の利水容量のうち、6000万m³が「川に水を流すためにダムに水を溜める」目的であり、本末転倒したダムである。事業の正当性について根本的な疑問があるが、事業者および、関係自治体は、説明責任を果たしていない。

・周辺の複数開発事業との複合的なアセスは行われたか？(No) Noの場合、

・ゼロオプション(何もしない案)や代替案は検討されたか？(No)Noの場合、

・アセス手続で十分に住民意見等を言える機会があったか？(No) Noの場合、

(・環境省の指針や関係省令そのものへの疑問がある(Yes) Yesの場合、具体的にご記入ください。)

国交省令でダムアセスの範囲を湛水範囲の3倍長としている根拠はないので、はずすべきである。

日本の河川の代表魚種であるアユ、ウナギなど、漁業対象となっている魚種に対するアセスが、経済活動にかかわるという理由で無視されていることは問題である。代表的な生き物について、しっかり影響評価をする必要がある(省令とは関係がないかもしれないが)。

・訴訟(有)の場合のアセスの関する争点や、裁判所の判断が示されている場合はその判断をご記入ください。

(愛知県に対する公金支出差し止め住民訴訟についての名古屋地裁の判決)

「原告らの主張は、環境影響評価の方法や評価の内容についての当不当の意見をいうものであるか、又は、環境保全の観点から設楽ダムの建設の是非についての意見をいうものにすぎず、設楽ダム基本計画が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するというを理由付ける主張としては足りないものである。」…行政の裁量権を漫然と認める判決の一部である。

・その他、特記事項 (どのようにすればよりよいアセスになるか)

事業が実施される地域住民等がもっとも地域特性等を知っており、利害関係も深いことから、計画時からすべての情報を開示した条件の下で、時間をかけて環境影響を回避することを検討しなければならない。それを可能とするには、計画段階からはじめるしかないと思う。